

R 6 防災 徳島県沿岸部他 徳島県津波浸水想定調査業務 仕様書

I 業務目的

国の津波シミュレーションでは反映されない、最新かつ詳細な地形データ（国土地理院LPデータ、2級河川データ等）を反映した、詳細な津波シミュレーションを実施するとともに、津波浸水想定図等を作成し、県の津波対策の実施に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

当該業務の結果は、県民の津波からの避難のための情報だけでなく、各市町村が作成する津波ハザードマップや避難計画に対する基礎情報等として活用するものとする。

II 業務期間

業務期間は、委託契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

（本契約に係る予算の繰越承認が得られた場合は、「契約締結日の翌日から450日間」に相当する期間とする。）

III 業務概要

- (1) 打合せ協議
- (2) 計画準備
- (3) 地形モデルの調整
- (4) 津波浸水シミュレーション
- (5) 津波浸水想定図等の作成
- (6) 検討会資料作成
- (7) 報告書作成

IV 業務内容

(1) 打合せ協議

打合せは、着手時、中間3回、成果品納入時の計5回を基本とするが、業務の遂行上、必要と判断した場合は、随時、実施するものとする。

(2) 計画準備

業務目的及び仕様書を十分に把握したうえで、業務内容全般に係る計画を立案するものとする。その際、既存調査資料を十分に理解し、本業務の位置づけを明確にすること。

(3) 地形モデルの調整

別途業務（R5ゼロ 徳島県沿岸部他 津波解析用データ作成業務）で作成している地形データを検証し、シミュレーションに適したモデルに調整を行うものとする。

調整したデータは再利用かつ随時確認できるように地理情報システムにおける空間データとして整理する。なお、ファイル形式については、発注者と協議のうえ決定する

が、GISデータ等互換性・汎用性のあるデータ形式を基本とする。データは世界測地系に準じた平面直角座標系とする。

また、モデルの調整を行う中で、より地形モデルの精度を高めることが可能な資料が出てきた場合は、発注者と協議のうえ、地形モデルへの反映を行う。

なお、発注者から提供するデータは主に以下の通り。

- ・陸域地盤高データ
- ・海域地盤高データ
- ・粗度データ
- ・構造物データ
- ・門扉データ
- ・地震発生から3分後に破壊する条件の構造物データ

(4) 津波浸水シミュレーション

(3) で調整した地形モデルを用いて、津波伝搬・遡上シミュレーションを非線形長波理論により行うものとする。なお、対象とする波源モデルは、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(H24.8.29)公表の11モデルのうち、ケース③、⑨、⑩、⑪を対象とする。

① 計算時間

計算時間は、6時間(360分)以上とし、それ以降は計算に用いる10mメッシュの計算を行う設定範囲内において、浸水域の拡大が2時間で1パーセント未満になった場合に計算を終了することとする。

② 潮位

潮位については、各沿岸に「朔望平均満潮位(過去5年間)」を設定する。

③ 沿岸構造物

沿岸構造物(海岸堤防、河川堤防等)の条件設定については、現状の耐震対策の結果を反映する場合と反映しない場合(コンクリート構造物:全て破壊、盛土構造物:75%沈下、津波が乗り越えると破壊)の2パターンを計算する。

なお、沿岸構造物の条件設定(破壊・沈下等)は「津波浸水想定の設定の手引き Ver2.11 2023年4月(国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究所)」を踏まえて行う。

④ 既存津波シミュレーションとの整合性の確認

整合性の確認は、本検討で平成24年度徳島県津波浸水想定モデルによる津波シミュレーションを実施し、現在公表している浸水範囲の整合性を確認する。

⑤ 計算ケース

津波シミュレーションの結果、次のとりまとめを行う。

ア 津波波形と最高津波高の平面分布

イ 津波到達時間

第1波、10cm、30cm、最高水位が発生する時間の分布(津波波形出力点における津波波形を元に算出)

ウ 最大浸水深分布(浸水範囲、浸水深)

- エ 最大流速平面分布
- オ 主な地点の浸水深の時間歴波形
- カ 津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に定める基準水位の分布
- キ 浸水想定区域図データ電子化ガイドライン(最新版)に対応したデータの作成
- ク その他必要な項目

(5) 津波浸水想定図等の作成

各市町村における津波避難計画や津波ハザードマップを作成するための基礎資料とするため、最大浸水深分布図(縮尺:1/25,000)、最大浸水深分布図と平成15年度作成の浸水深分布図を重ね合わせた図(縮尺:1/25,000)、基準水位分布図(縮尺:1/2,500)、津波災害警戒区域図(縮尺:1/2,500)、津波到達時間分布図(10cm及び30cm)(縮尺:1/25,000)を作成するものとする。

想定図の背景地図については、精度が可住地域において2,500分の1、非可住地域において5,000分の1以上を有することとし、県HP及び印刷物として公表・配布が可能なライセンスを取得すること。

また、津波浸水予測の結果を公表するため、県HPデータを作成する。

なお、最大浸水深分布図(縮尺:1/25,000)以外については、現状の耐震対策の結果を反映する場合により得られた津波浸水シミュレーションの結果1パターンのみを作成するものとする。

(6) 検討会資料作成

本業務内容については、学識経験者、関係機関で構成する検討会で議論を行うこととしている。検討会については、1回の開催を予定しており、その都度、検討会の資料を作成するものとする。

(7) 報告書作成

① 成果品

本業務の成果品として、以下の報告書等を作成するものとする。

- ア 報告書(A4版印刷物) 1部
- イ 報告書概要版(A4版印刷物) 1部
- ウ 電子データ 1式
(報告書、報告書概要版、予測に用いた入力データ及び結果のデータ)

② 成果品の帰属

成果品に係る権利は、すべて徳島県に帰属するものとし、許可無く公表、貸与、使用してはならない。

VI その他

- ・受注者は、本業務の実施に際し、既定業務内容の変更又は当該業務以外の調査・調整等の必要が生じた場合は、その段階で発注者とその対応について協議するものとする。

- ・本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。
- ・「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会（内閣府）」の検討内容を踏まえ、条件の変更がある場合は発注者と受注者が協議して決定する。

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第6条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第7条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（重点調査）

第8条 重点調査とは、設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。

2 重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第1号）を作成し、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。

3 受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。

5 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席（臨場）し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

2 業務計画の内容	
<p>(1) 管理技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者が保有する資格・経歴 ・管理技術者の手持ち業務数 <p>(2) 照査技術者（設計業務の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照査技術者が保有する資格・経歴 ・照査技術者の手持ち業務数 <p>.</p> <p>(3) 業務計画書（委託契約書第3条参照 別記様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント ・概略の業務工程（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等） ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等） ・業務体制（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図） ・想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等） ・業務に使用する主な図書及び基準等 <p>(4) 再委託等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係 ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係 <p>(5) 本業務の履行に必要な主な機材調達等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達（手持ち）機材の有無 	<p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p>
3 業務受注状況等	
<p>(1) 現在の受注状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県発注業務の受注件数 ・国・市町村・その他機関発注の受注総件数 <p>(2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数</p> <p>(3) 保有技術者数</p>	<p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p>

以上相違ありません。

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

別記様式

業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

- ・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

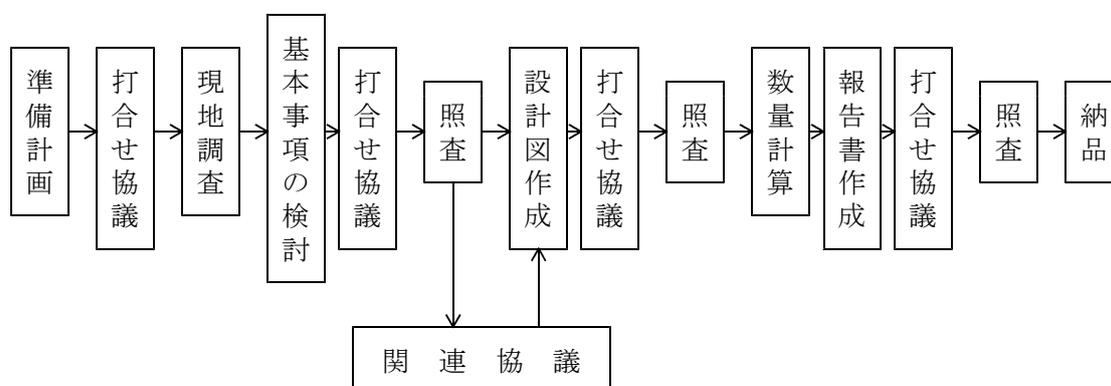
<記載例>

工 種	種 別	細 別	規格	単位	数 量	摘 要

(3) 実施方法

- ・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>



(4) 想定される問題点，制約条件等

・ 想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項，検討内容等

・ 必要となる検討事項，検討内容を総合的にとりまとめて記載する。

2. 概略の業務工程

- ・ 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等も記入すること）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月		〇〇月		技術者計	
	10	20	10	20		
準備・計画						
現地調査						
〇〇概略検討						
路線選定						
照査						
打合せ協議						
関連協議						
管理技術者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
照査技術者			〇〇	〇〇		〇〇
技師 A	〇〇		〇〇	〇〇		〇〇
技師 B	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇
技師 C		〇〇		〇〇		〇〇
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目、時期、内容等：コンサルタント業務のみ）

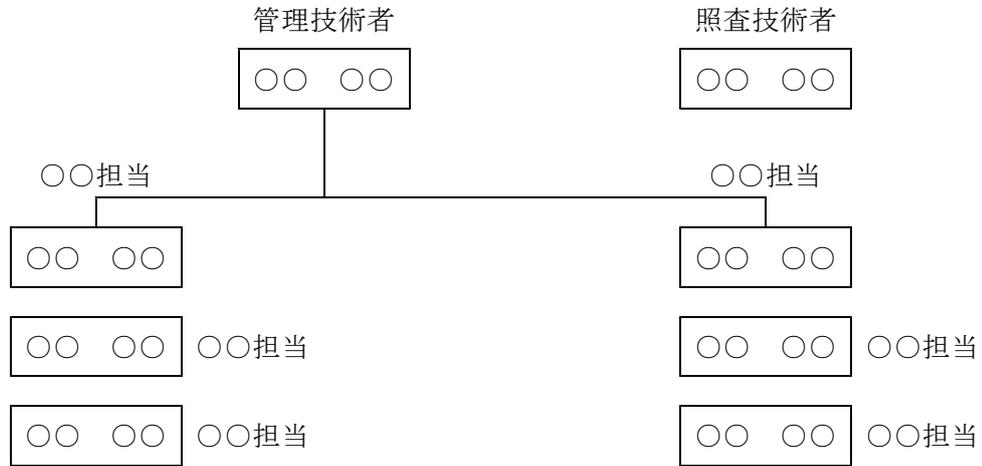
- ・照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）

- ・管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

<記載例>



5. 想定される成果品（図面の種類、報告書の内容等）

- ・仕様書等に基づき、成果品の内容、部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- ・当業務に使用する図書及び基準等について、法令、指針等必要と考えられるものを記載する。